



COVID-19 新型コロナ V 続報 3.06 2 版

3.06 から PCR 検査が保険適応（+自己負担は公費）となり、医師の判断で（保健所の許可無しでも）検査をできる法改正となりましたが、

この医師の判断は結局、物資や検査体制のある下記

800 か所の帰国者・接触者外来の医師の判断です。

“検査が依頼できる医療機関は全国で約 800 箇所の「帰国者・接触者外

来」”に限られています。つまり検査できるのは都立の大規模な病院などに

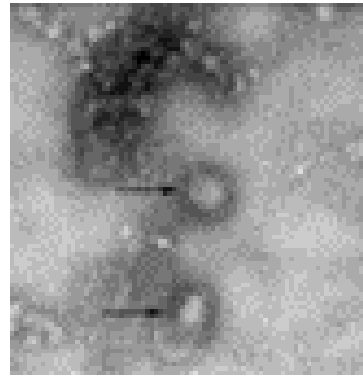
限られます。結局、**相談センターに相談する**流れは今までと同じようです。

（平日は区の保健所 03-3919-4500、夜間休日は 03-5320-4592）

当院は全国 800 の指定施設（帰国者・接触者外来）ではありません。

よって**当院 ITOKC では、新型コロナウイルスの検査・加療はできません(不可)。**

政府いう通り、軽症患者様は家で休み、下記に当てはまる場合は、**大規模病院（公的病院など）の感染症外来への受診を検討ください。**詳しくは上記にお問い合わせください。

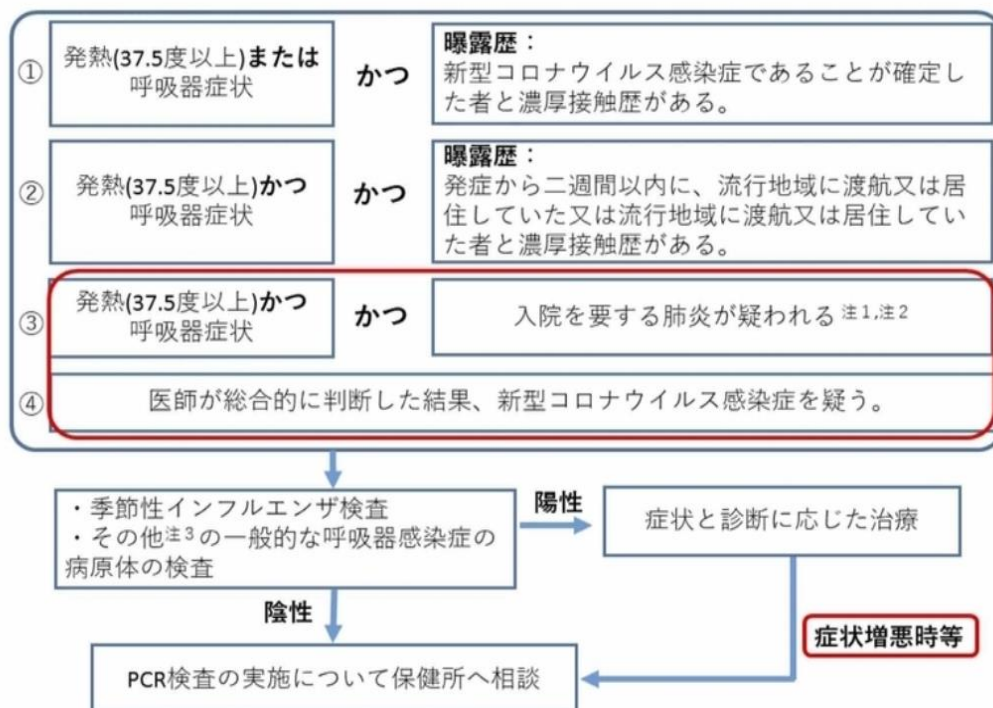


【まとめ】

PCR などコロナの検査が依頼できる・加療ができる医療機関は全国で約 800 箇所の「帰国者・接触者外来」に限られます。(都立など主に大規模な病院ですが、まだ正式には一覧などは、公表されていません)

当院では、新型コロナウイルスの検査・加療はできません(不可)。

○検査の流れ



新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について(依頼) 令和2年2月17日 厚生労働省健康局結核感染症課

<https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20200306-00166273/>